

管理協02-012

令和2年4月3日

会員各位

一般社団法人マンション管理業協会

事務局長 鈴木良宜

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う
政府による「緊急事態宣言」「交通の遮断」等発令時の対応について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊協会業務に格別なる御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染者の増加が顕著な状態となっていることから、改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(令和二年三月一三日 法律第四号)に基づいて「緊急事態宣言」等が発令された際には、以下の流れで対象となるエリアにおける人の移動を制限(外出禁止)する「要請」「指示」が出される場合があります。

1. 改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき政府から「緊急事態宣言」が発令された場合：

各都道府県知事は国民に外出自粛の「要請」、学校や福祉施設などの使用制限に関する「要請」や「指示」ができる。

2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症)第33条に基づく「交通の遮断」が発令された場合：

都道府県知事は感染症の病原体に汚染された場所の交通を72時間以内に限り遮断することができる。

つきましては、会員社におかれましては、以下の点につきましてご検討・ご対応の程、お願いいたします。

謹白

記

【望まれる対応】

管理組合に対して、緊急事態宣言等が発令された場合には管理会社社員も出勤できなくなる場合も想定されることを説明し、現時点で可能なマンションのライフライン維持の対応等について事前に協議しておく。

以上

本通知に関するお問合せ先
(一社) マンション管理業協会
業務部 森野 TEL 03-3500-2721